

家庭から出れば「燃えるごみ」でも、
事業所から出れば「産業廃棄物」に該当するものがあります。

「産業廃棄物」は小山川クリーンセンターに搬入できません！

事業ごみで『産業廃棄物』になるもの



ビニール袋



食品トレイ



ビニール手袋・ゴム手袋



医療関係廃棄物



ビニール紐・PPバンド



発泡スチロール



緩衝材



施設等で客・利用者(従業員以外)が排出した
弁当容器、ペットボトル、飲料缶等



プラスチック・鉄製品



化学繊維使用の服・靴等

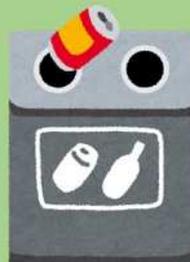
※小山川クリーンセンターで混入が確認された一例です。詳しくは裏面をご覧ください。

資源化できる事業ごみ

小山川クリーンセンターに搬入される事業ごみには
リサイクルが可能な資源物も多くあります。



ダンボールや冊子などの古紙



飲料缶

リサイクル事業者へ排出する検討をお願いします！

ごみの減量化

ごみは捨てる前に減量
処理をお願いします。



例：食品残渣の乾燥処理
乾燥して水分が抜けるだけで
排出量が大幅に減ります

ごみの分類について正しく理解し、適切な処理をお願いします。

産業廃棄物一覧

区分	種類	具体的な例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	廃活性炭、焼却炉の残灰など各種焼却かす
	2 汚泥	排水処理の汚泥、ビルピット汚泥（し尿を含むものを除く）、建設汚泥などの各種泥状物
	3 廃油	グリス（潤滑油）、廃溶剤類など、鉱物性動植物性を問わず、すべての廃油
	4 廃酸	廃写真定着液など、有機性無機性を問わず、すべての酸性廃液
	5 廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属石けん液など、有機性無機性を問わず、すべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	発泡スチロールくず、合成繊維くずなど、固形状液状を問わず、すべての合成高分子系化合物（合成ゴムを含む）
	7 ゴムくず	天然ゴムくず（注：合成ゴムくずは、廃プラスチック類）
	8 金属くず	鉄くず、アルミくず、不要となった金属、金属の研磨くず、切削くずなど
	9 ガラス・コンクリート陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、石膏ボードなどコンクリート製品製造工程からのコンクリートくずなど
	10 鉱さい	高炉・平炉・電気炉等溶解炉かす、不良石炭、粉灰かすなど
	11 がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片など
	12 ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん
業種等が特定されるもの	13 紙くず	建設業、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物か工業から発生する紙くず
	14 木くず	①建設業、木材又は木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生する木くず、おがくず、バーク類 ②貨物の流通のために使用したパレット ※パレットを使用した物品を受け取った場合は、受け取ったところの責任で処理する。
	15 繊維くず	建設業、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工場から発生する天然繊維くず
	16 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る固形状の不要物
	17 動物系固形不要物	と畜場で解体等した獣畜や、食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
	20 汚泥のコンクリート固形化物など、1～19の産業廃棄物を処分するために処理したもので、1～19に該当しないもの	

※ 事業者は産業廃棄物が運搬されるまでは、産業廃棄物保管基準に従いその産業廃棄物を保管しなければなりません。また、産業廃棄物の運搬を委託する場合には、一般廃棄物とは別に産業廃棄物の収集運搬許可を持った業者と契約する必要があります。